

お客さまが安心・納得して生命保険に加入できる 制度・ルールを確立するために

生保労連の産業政策

生命保険には、お客さまに安心・納得してご加入いただくための制度やルールが各種設けられています。

金融・保険分野においては、新たなルールの整備や「規制緩和」が進められてきましたが、今後ともお客さまとともに発展する生保産業であり続けるために、わたしたちはルール等の見直しにあたっては、「消費者保護」と「競争条件の公平性」を大前提にすべきであると考えています。

生命保険に関する各種ルールの現状

自由化を背景に進められてきた規制緩和

1990年代半ば以降の金融・保険分野における「自由化」の流れの中で、生命保険に関わる監督・ルールについて、さまざまな見直しが進められてきました。見直しにおいては、利用者保護や金融機関のガバナンスの向上等に資する「ル

ールの整備」も行われてきた一方で、銀行等による保険販売の解禁をはじめ、さまざまな「規制緩和」も積極的に推し進められてきました。

生命保険等に関わる各種ルールの主な見直し

- 子会社方式による生損保の相互参入
- 「契約概要」「注意喚起情報」「意向確認書面」の導入
- 公正な競争を促す適正な比較広告の容認
- 根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入
- 銀行等による保険販売の解禁
- 商品審査の簡素化・期間短縮
- ソルベンシーマージン基準の導入と見直しに向けた検討
- 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における「保険募集・販売ルールのあり方」「保険商品・サービスのあり方」の検討

わたしたちの基本的な考え方

「消費者保護」と「公正な競争条件の確保」に資するルールの維持・整備が重要に

わたしたちは、規制緩和を通じ消費者利便の向上をはかることは重要であると考えて一方で、生活基盤に直結する公共性の高い分野や国民の安心・安全に資する領域については、消費者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えています。また、ルールの見直しを検討するにあたっては、「公正な競争条件の確保」という視点も不可欠であり、必要な規制の整備を進めることも重要であると考えます。

〈銀行等による保険販売〉

銀行等による保険販売については、銀行が優越的地位を利用し圧力販売を行うことや、本業で知り得た個人情報をも本人の同意を得ることなく利用すること等を防止するため「弊害防止措置」が設けられていますが、銀行等の業界からは同措置の緩和・撤廃を求める声があがっています。

〈構成員契約ルール〉

「構成員契約ルール」については、企業代理店がその関係会社の従業員に対し販売できる商品を限定し、構成員（従業員）への圧力販売を禁止していますが、同ルールについても緩和・撤廃を求める声があがっています。

しかし、これらはいずれも、お客さまを圧力販売等から守り、多様なニーズに合わせて自由な保険選択を可能とする「消費者保護」のためのルールであるとともに、業態間の「公正な競争条件の確保」の観点から存在する規制ルールであることから、今後も引き続き堅持していくべきと考えます。

〈郵政民営化〉

郵政民営化については、民間会社との「公平・公正な競争条件の確保」がはかられない中で、かんぽ生命の「加入限度額拡大」「第三分野商品の解禁」等といった業務範囲の拡大が行われれば民業圧迫につながることから、大いに問題であると考えます。

〈共済問題〉

共済については、各種事業を包括的に規制する法律がなく、根拠法などが多岐にわたっており、「消費者保護」「公正な競争条件の確保」の観点から問題があると考えます。わたしたちは、各種共済に関する共通のルール・法整備、保険と共済の監督体制の一元化等の整備は早急に進めるべきであると考えます。

わたしたちの提言

Our Proposal

銀行等による保険販売に関する「弊害防止措置」の維持・強化を

銀行等による保険販売については、取扱い可能商品の範囲が2001年の第1次解禁より順次拡大され、2007年12月の第4次解禁以降、銀行等は全ての保険商品を販売することが可能（全面解禁）となっています。

圧力募集の防止や消費者の非公開情報保護の観点から設けられている弊害防止措置については、2011年9月に「所要の見直し」が行われ、2012年4月より新たなルールの下で、銀行等による生命保険販売が実施されています。

わたしたちはかねてより、消費者に対して絶大な影響力を持つ銀行等が保険を販売することについては、「圧力販売」や「預金・決済情報等の流用」などの深刻な問題が生じる恐れがあり、「消費者保護」および「公正な競争条件の確保」の観点から問題であると考えてきました。

こうした中、わたしたちは「全面解禁」以降の弊害防止措置の機能状況等を監視する観点から、各種調査を展開してきました。

2012年度に実施した「消費者モニターアンケート」の結果をみると、消費者保護上問題があると考えられる経験をした人が前回調査（2010年実施）の約1,000人中99人から151人に増加しています。特に、「退職金等の振込があった直後に生命保険の提案を受けた」との回答が前回に比べ21人増と大幅に増加しました。また、「当初の目的である手続きが滞った」が同17人増となるなど、消費者保護上の様々な問題が生じていることがうかがえます。

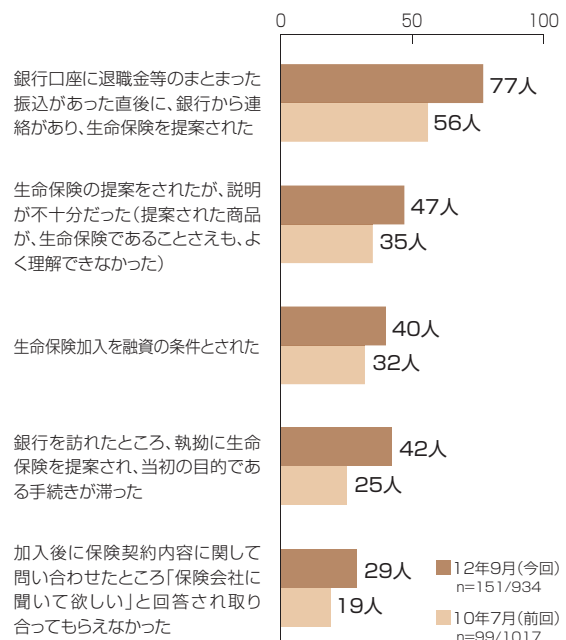
弊害防止措置については、銀行等の業界から緩和・撤廃を求める声があげられています。仮に弊害防止措置が緩和されると、弱い立場である消費者に対する被害のさら

なる拡大や生命保険市場の健全な発展が阻害される懸念があります。

わたしたちは消費者保護の徹底や公正な競争条件の確保を通じ、生命保険業界の健全な発展をめざしていく観点から、弊害防止措置は維持・強化すべきであると考えます。

◆「顧客データの流用」「説明不十分」等の消費者保護上の様々な問題が生じていることがうかがえる

Q: 次の選択肢に該当するような経験はありますか（複数回答）
【対象: 「ある」と回答した回答者】



出所: 生保労連「銀行等による保険販売に関する消費者モニターアンケート」調査結果(調査期間2012年9月21日～9月24日、回答者: 934名)

従業員に対する圧力販売を防止するために「構成員契約ルール」は絶対堅持を

「構成員契約ルール」は、職制等を通じた構成員（従業員）への圧力販売を防止するために、企業代理店がその関係会社の従業員に対し、販売できる生保商品を限定するルールです。

構成員向けに販売できるのは、ニーズ顕在型の第3分野商品（医療・介護等）のみとなっています。これは、従業員が自由に商品を選択するために、不可欠なルールといえます。

構成員契約ルールについては、緩和・撤廃を求める声があがっていますが、生命保険はお客様のニーズにきめ細かく対応するためのコンサルティングが不可欠であるだけに、お客様の主体的な選択機会を十分確保するためには、消費者保護ルールとしての「構成員契約ルール」は存続が不可欠です。

郵政民営化にあたっては、民間会社との「公平・公正な競争条件」が大前提であり、民業圧迫は認められません

郵政民営化について、これまで生保労連では、「民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、民業圧迫は認められない」との主張を行ってきました。

こうした中、2012年4月27日には「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が成立し、9月3日には、かんぽ生命から金融庁長官および総務大臣に対して、学資保険改定の認可申請がなされました。

この認可申請に対して、生保労連では、国の関与（出資）の解消をはかることが先決であり、これが実現しなければ、今般の学資保険改定の認可申請は認められるべきではないとの意見表明等を行いました。

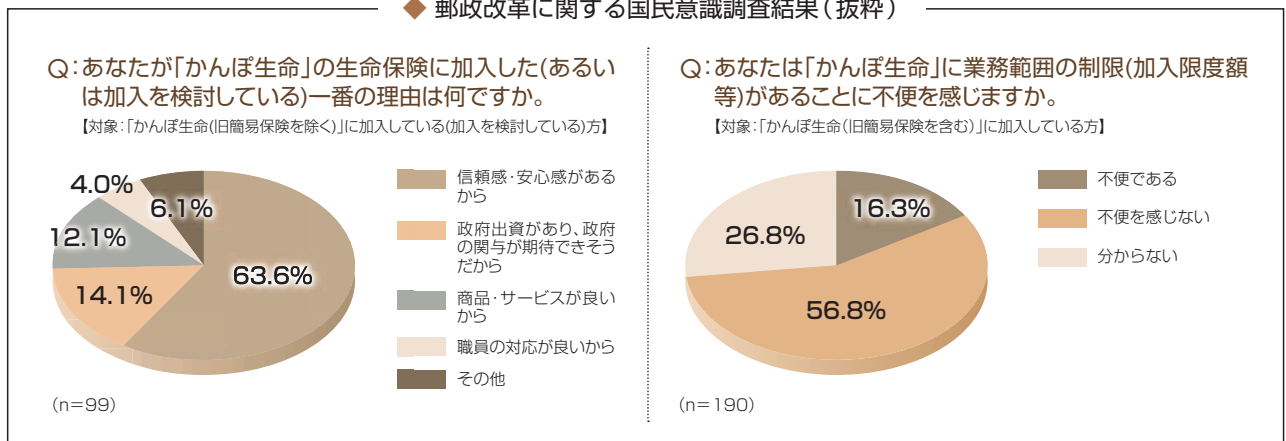
その後、2012年11月30日には、学資保険の改定について、総務省・金融庁から条件付きで改正郵政民営化法上の認可が出されましたが、2013年2月5日にかんぽ生命保険より、「学資保険の改定に係る取り扱い開始予定時期の延期」が公表され、当初かんぽ生命が予定していた2013年4月からの発売は見送られることとなりました。

また、わたしたちが実施した「郵政改革に関する国民意識調査」（2010年10月実施）の調査結果をみても、多くの加入者がかんぽ生命に暗黙の政府保証を期待していることやかんぽ生命の業務範囲に制限があることに不便を感じていないことが明らかになっています。

◆ 郵政民営化をめぐる主な動き（2012年4月27日以降）

2012. 4. 27	●「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が成立
2012. 9. 3	【かんぽ生命】 ●学資保険の改定の認可を申請（金融庁長官・総務大臣宛）
2012.10.29	【日本郵政】 ●「日本郵政グループの株式上場等」を提示（上場時期：2015年秋目処）
2012.11.22	【郵政民営化委員会】 ●「(株)かんぽ生命保険の新規業務(学資保険の改定)に関する郵政民営化委員会の意見」をとりまとめ
2012.11.30	【総務省・金融庁】 ●学資保険の改定について、改正郵政民営化法上の条件付きで認可（今後、同条件が成就し、金融庁・総務省が承認する際には同時に保険業法上も認可）
2013. 2. 5	【かんぽ生命】 ●「学資保険の改定に係る取り扱い開始予定時期の延期」を公表（2013年4月からの発売を見送り）
2013. 4. 12	【日本政府】 ●日本の環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加に向けた日米の事前協議が合意 ●麻生金融担当大臣が、日本政府はかんぽ生命保険のがん保険などの新商品を当面認可しないとの見解を表明

◆ 郵政改革に関する国民意識調査結果（抜粋）



かんぽ生命の「学資保険の改定」や「加入限度額拡大」、「第三分野商品の解禁」といった業務範囲の拡大は、「民業圧迫」を招くことは明らかであり、民間生命保険産業で働く者の雇用・生活に多大な影響を及ぼす懸念や、健全な金融システムの発展を阻害する恐れがあると考えています。

わたしたちは、郵政民営化にあたっては、民間会社との「公平・公正な競争条件の確保」が大前提であり、これが実現しなければ、かんぽ生命の業務範囲の拡大は認められるべきではないと考えます。

わたしたちの提言

Our Proposal

各種制度共済に関する制度・ルールの整備を

共済事業は本来、特定の人を対象としていますが、中には明らかに逸脱しているケースもみられる中で、今後、保険と共済の不公平な競合事例が増加する恐れがあります。

「根拠法のない共済」（「特定保険業者」）については、保険業法の適用範囲の見直しにより、一部の団体を除き、保険の引き受けを行うすべての事業者には保険業法の規定が適用されることとなり、一定の前進がはかられました。なお、2010年11月には、再び保険業法が改正され、一定の要件に該当する団体は、当分の間、一般社団・財団法人への移行などを条件に、行政庁の認可を受けて事業を継続できることとなり、今後の動向に注視していく必要があると考えます。

一方、「根拠法のある共済」（制度共済）は、本来、相互扶助を目的として特定の組合員を対象に給付を行うものですが、近年、「JA共済」や「全労済」「全国生協連」等の各種制度共済は巨大化しており、生命保険との相違が不明確になってきています。制度共済については、監督当局や根拠法などが区々となっているため、「消費者保護」や「公正な競争条件の確保」の観点から問題があります。

わたしたちは、共通のルール・法整備や保険と共済の監督体制の一元化、生保と同様のセーフティネットの整備等、各種制度共済に関する制度・ルール整備を進めるべきであると考えます。

主な共済団体		根拠法	監督官庁
JA 共済連		農業協同組合法	農林水産省
生協等	全国生協連（県民共済等）	消費生活協同組合法	厚生労働省
	全労済（こくみん共済等）		
	労働組合生協共済		
企業内、労働組合等の共済		なし	なし

生命保険商品の募集・販売ルールの見直しや 新たな保険商品・サービスの在り方に関する検討にあたっては、 生命保険商品の特性と消費者利益との関連を踏まえた検討を

2005年4月に発足した金融庁「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」における「保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方」「保険契約における適合性原則の遵守」等をテーマとした検討結果を踏まえ、生命保険商品の募集・販売ルールの見直しが行われました。

具体的には、「契約概要」や「注意喚起情報」の提供、ならびに「意向確認書面」の導入といった措置がはかられており、こうした措置が真に消費者利益につながるよう、わたしたちにはその運用面においてしっかりとした対応が求められているものと認識し、日々の活動に努めています。

また、2013年6月には、「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」において、

「保険募集・販売ルールのあり方」として「意向把握義務の導入」「情報提供義務の法定化」「募集文書の簡素化」や、「保険商品・サービスのあり方」として「不妊治療に係る保険」「サービス提供者への保険金直接支払い」等が示されました。

わたしたちは今後、「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書で示された内容について、法制化等の動向をフォローしていく必要があると考えます。また今後も、募集・販売ルールや新たな保険商品・サービスの在り方などについて検討が行われる際には、「消費者保護」をはかった上で「消費者利益」を損なうこととならないよう、「規制の法益」と「実務上の負担」の双方を比較考量しつつ検討を進めるべきであると考えます。